

## 船橋市自立支援協議会の会議公開の取扱い基準

(趣旨)

第1条 この取扱い基準は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号。以下、「条例」という。）及び船橋市付属機関等の会議の公開実施要綱（以下、「要綱」という。）の適用を受けて実施する、船橋市自立支援協議会（以下、「協議会」という。）の会議の公開について必要な事項を定める。

(非公開)

第2条 会議は、条例第26条に規定する各号のいずれかに該当する場合には非公開とする。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴者の定員は、会議開催のつど会長が定めるものとする。

(傍聴の受付)

第4条 傍聴の受付は会議を開催する場所で行うものとし、要綱第5条に定める先着順による場合のほか、次の各号に定める方法により決定することができる。

(1) 事前申込による先着順

(2) 当日の抽選

(3) 事前の抽選

2 傍聴しようとする者は、傍聴受付票（第1号様式）に住所、氏名及び電話番号を記載しなければならない。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器その他危険物を所持している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘等を持っている者

(3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を持っている者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 異様な服装をしている者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を所持又は携行している者

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し、係員を通して前項第1号から第3号までに規定する物品の所持について質問させることができる。

3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の会議開催場所への入場を禁止することができる。

4 小学生以下の者は、傍聴することができない。ただし、会長の許可を得たときはこの限りではない。

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこ

と。

(2) 談論し、放歌し、哄笑するなど騒ぎ立てないこと。

(3) ヘルメット、鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用して示威的な行為をしないこと。

(4) 帽子、オーバーコート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに離席しないこと。会議の途中でやむを得ず退席するときは、係員にその旨伝えること。

(7) 他の人の迷惑となるような行為をしないこと。

(8) 前各号に定めるものの他、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録音等の制限)

第7条 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

(傍聴者の退場)

第8条 会長は、審議の過程において非公開とすべき事案が発生した場合には、会議に諮ってその事案について非公開とすることができる。

2 前項の場合、会長は非公開とした理由を告げて、傍聴者を退出させなければならない。

(会議録)

第9条 要綱第8条に規定する会議録は、要点記録によるものとし、協議会の庶務所管課は、会議終了後速やかに作成し閲覧に供するものとする。

(補則)

第10条 この取扱基準に定めるものの他、協議会公開に関し必要なことは別に定める。

附 則

この取扱い基準は、平成19年4月1日以降開催する会議に適用する。

附 則

この取扱い基準は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この取扱い基準は、平成28年3月8日から施行する。

附 則

この取扱い基準は、平成28年11月18日から施行する。

船橋市自立支援協議会傍聴受付票

(第 回)

| No | 氏 名 | 住 所 | 電 話 番 号 |
|----|-----|-----|---------|
| 1  |     |     |         |
| 2  |     |     |         |
| 3  |     |     |         |
| 4  |     |     |         |
| 5  |     |     |         |